

愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成29年1月27日（金）午前10時から午前10時35分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のために出席した職員11名、都市計画決定権者及び事業者8名
- 5 傍聴人 2名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 議事録の署名について、酒巻部会長が大石委員と橋本委員を指名した。
 - ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【大石委員】部会報告案の1（2）について、「廃棄物の更なる排出抑制に努め、」と「適切な能力にすること。」は別問題と考えられる。排出抑制をした上で、それに合った能力とするのではないか。ごみ処理施設側でどこまで排出抑制ができるのか。
- 【事務局】ごみ処理施設側で排出抑制するのではなく、排出抑制は市町村が主体となって行うため、西知多医療厚生組合から構成市に働きかけるような意見としている。
- 【大石委員】知事意見は誰に通知するのか。
- 【事務局】今回は都市計画決定手続きを伴うため、都市計画決定権者である知多市に通知する。都市計画決定権者の知多市は、事業者である西知多医療厚生組合に伝え、組合は知事意見を踏まえ、事業を実施する。
- 【大石委員】排出抑制に努めた上で、適切な能力とする旨にしてはどうか。
- 【事務局】御意見を踏まえ、「西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適正な能力とすること。」としてはどうか。
- 【大石委員】そのほうが良いと思う。

【田代委員】部会報告案の1(4)について、「本事業の一部として」は何をもって一部とするのか。新施設の工事期間と関係あるか。

また、部会報告案の3について、前回の部会で想定されるごみピットの掘削深度は5m程度とあったが、過去のボーリング調査は深度30m程度まで行われており、構造物の基礎杭は5mよりも深いと思うので、掘削深度にこだわることなく、「掘削深度等」としてはどうか。

それから、部会報告案の8について、環境に配慮した用紙の使用以外にも、図書を電子化することで用紙を減らすことは考えていないか。名古屋市では電子化したデータを取り入れていると聞いている。

【事務局】新施設の稼働に伴い、旧施設を解体するのであれば、解体期間に関わらず、事業の一部と見なす。ただし、解体計画がない場合は別事業としている。

部会報告案の3については、「掘削深度等」とする。

事業者はインターネットで電子データにより図書を公表しているが、それに加えて県条例では図書を県に80部送付することとなっている。紙のほうが見やすいこともあって現時点ではこのままとしたい。

【山田委員】部会報告案の2(4)について、有害な物質は他にもあるが、水銀だけ取り上げた理由は何か。

【事務局】大気汚染防止法が改正され、新たに水銀の規制が始まるため、特出しして記載している。

【酒巻部会長】他に意見がなければ、事務局から修正箇所の確認をお願いしたい。

【事務局】資料2の部会報告案の1(2)について「西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適正な能力とすること。」と、3について「掘削が想定される深度を考慮して」を「掘削が想定される深度等を考慮して」と修正する。

【酒巻部会長】ただいま事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料2について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会